

議第4号

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。

平成29年8月22日提出

岐阜県教育委員会
教育長 松川 禮子

(提案理由)

事務の効率化・簡素化を図るため、所要の規定整理を行う。

<関連法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令の概要

1 改正の前提となる事実

知事部局においては、事務の効率化・簡素化を図るため、岐阜県公文書規程の「文書の回議」に関する規定について、関係課へ回議する場合における回議先を、「係長以上の職にある者」から「課長」に限定する改正を、平成29年8月1日付けで行ったところ。

これに伴い、岐阜教育委員会公文書規程においても、事務の効率化・簡素化を図るため、同様の改正を行うもの。

2 施行日

平成29年9月1日施行

3 改正の内容

- ・文書を関係課へ回議する場合は、原則として「係長以上の職にある者」から「課長」への回議にとどめることとする。(第16条)

岐阜県教育委員会訓令甲第 号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「係長以上の職にある者」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年九月一日から施行する。

（新）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁における文書の取扱い

第一節 略

第二節 文書の処理

第十一条から第十五条まで 略

（文書の回議）

第十六条 略

2及び3 略

4 文書を関係課へ回議する場合は、原則として課長

にとどめ、回議の促進に努めなければならない。

5から9まで 略

第十七条から第二十条まで 略

第三節及び第四節 略

第三章及び第四章 略

附則 略

別表 略

別記第一号様式から別記第七号様式まで

略

（旧）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁における文書の取扱い

第一節 略

第二節 文書の処理

第十一条から第十五条まで 略

（文書の回議）

第十六条 略

2及び3 略

4 文書を関係課へ回議する場合は、原則として係長以上の職にある者に回議する

にとどめ、回議の促進に努めなければならない。

5から9まで 略

第十七条から第二十条まで 略

第三節及び第四節 略

第三章及び第四章 略

附則 略

別表 略

別記第一号様式から別記第七号様式まで

略